

離職退去者の利用可能な住戸一覧(平成27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
神奈川県	川崎市	お問い合わせ先へお問い合わせください。						次の要件をすべて備えている方 (1) 川崎市内在住者又は川崎市内在での被 雇者若しくは、解雇予定者であること。 (2) 解雇等に伴い現に居住している住居か ら退去を余儀なくされる者が、他に住宅を確 保できないこと。 (3) 平成20年12月1日以降の解雇通知及 び退去通知等が証明できること。 (4) 義務教育終了前の児童と同居している か又は、解雇時に同居していた者であること。	使用期限 6ヶ月を限度とします。 ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、申 請によりこれを延長することができます。 問い合わせ先: 川崎市まちづくり局住宅管理課044-200-2 951

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
神奈川県	川崎市								問い合わせ先:川崎市住宅供給公社公営住 宅部市営住宅管理課 044-244-7578
	小計				-				

(注)「その他」の欄には問い合わせ先もご記入ください。

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等